

受 講 約 款



一般社団法人
日本胎教協会
Japan Taikyo Association

本約款は、一般社団法人 日本胎教協会認定の胎教アドバイザー®資格者以下、「胎教アドバイザー®」という。)が実施する各コースの胎教に関する講習、胎教に関するイベント(以下、「胎教講習」という。)に適用される条件を定義したものです。胎教講習を受講される者(以下、「受講生」という。)は、本約款に同意したうえで受講の申込みを行ったものとみなします。

第1条 受講契約の成立

1. 受講契約は、申込者が当協会に対して受講のお申込みを行い、当協会がこれを承諾したうえで申込者からの参加費の納入を確認した時点で成立するものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める事由に該当する場合は、当該各号に定める条件が認められなければ契約は成立しないものとします。

(1) 申込者が未成年である場合 当該申込者の法定代理人の同意があること。

(2) 申込者が納入金の支払いにクレジットカードを利用する場合 当協会が当該クレジットカードに係るクレジット会社から当該クレジットカードの利用承認を得たこと。

第2条 参加費

1. 受講に伴う所定の費用は、当協会(胎教アドバイザー®)が規定する期日までに、原則として一括納入するものとします。

第3条 講座の実施

1. 当協会は、受講案内に記載されたカリキュラムに従い講座を実施します。

2. 当協会は、自然災害、天変地異その他の通学が困難となるやむを得ない事情がある場合には、開講日時の変更を行う場合があります。

第4条 受講開始日

受講者が現実に受講を開始したか否かにかかわらず、当協会が、受講お申込みフォーム若しくはお申込書記載のメールアドレス又はご住所へ「受講お申し込み受理」のお知らせを配信・配送した日時から受講が開始されたものとみなします。

第5条 受講日時

受講日時は、別途特段の合意がない限り、変更はできません。

第6条 役務の提供

1. 当協会(胎教アドバイザー®)は、受講生に対し、受講生の申込講座に係る役務を提供します。

2. 受講生による申込講座の欠席について当協会(胎教アドバイザー®)は一切責任を負わず、所定の開講日時の経過により受講が完了したものとみなします。

3. 当協会(胎教アドバイザー®)は、申込講座の通学日時について、受講人数、その他事情により、講座の実施形態を変更することができるものとします。

3. 書類、教材等がある場合、開講日に直接渡すものといたします。

第7条 クーリングオフ

当協会(胎教アドバイザー®)の講座は、クーリングオフの対象外となっています。

第8条 参加辞退等

1. 参加費ご納入後の受講契約の変更は原則として応じません。ただし、特別な事由がある場合には、当協会の審議により受講辞退を認める場合には、所定の書面を提出することで受講を辞退することができます。

2. 前項により受講辞退が認められた場合であっても、スケジュール確保、準備に時間を要しているため、受講料の返金を認めません。

3. 当協会(胎教アドバイザー®)は、次に該当するときは、受講契約を解除することができます。

この場合、受講生が既に支払った学費は返金いたしません。

(1) 受講生が犯罪行為、反社会的行為または著しく公序良俗に反する行為をしたとき

(2) 受講生が受講中に講師、スタッフ等の指示に従わず、又は講座の進行に支障を及ぼすなど、受講が適切でないと当協会が判断したとき。

(3) 受講生同士のトラブルの原因を作出したとき。

(4) 当協会の名誉及び知的財産権を侵害すると疑われる行為をしたとき。

(5) その他胎教教育を受けるのに適格性を欠くと当協会が判断したとき。

第9条 教材の著作権など

1. 本約款において「教材」とは、当協会(胎教アドバイザー®)が実施する各講座で使用するテキスト、レジュメ、板書、講義が収録されたDVD、CD-ROMその他の電磁的記録媒体、並びに、いかなる媒体であるかを問わず、文字、音声又は画像情報のいずれかが記録された全てを指します。

2. 講習に関する著作権は、胎教アドバイザー®資格を発行する一般社団法人 日本胎教協会に帰属します。受講生は、配布するテキスト、動画、その他の一切の教材を複写複製又は他所で使用することはできません。

3. 受講生は、講習内容を録音・録画することはできません。録音・録画に関して講師の特別の許可があった場合でも、それを複写複製又は他所で使用することはできません。

4. 受講生は、講習の具体的な内容を出版物、インターネット等を通じて公表することはできません。

5. 前4項に違反する行為があった場合、当協会は、当該行為者に対し、直ちに教材の返還を請求できるものとし、民事上の措置(損害賠償請求等)及び刑事上の措置を講ずるものとします。

6. 受講生が第1項ないし第4項の規定に違反した場合の損害賠償額は、学費全額に、これに違反し使用した者の人数又は複製物の数量のいずれか大きい数を乗じた金額とします。ただし、当協会が受けた損害額が上記賠償額を上回る場合、当協会がその超過額についても損害賠償請求をすることは妨げられません。

胎教アドバイザー®資格者による胎教講習を参加者様が安心して受講いただくための約款です。

第10条 知的財産権

- 1.胎教アドバイザー®及び受講生が安心して道徳的かつ倫理的に守られるべき立場を継続するために、胎教協会、胎教アドバイザー®の名称はいずれも、特許庁に第41類、第16類で商標登録されています。
- 2.受講生は、当協会（胎教アドバイザー®）に対して、講座のカリキュラムの一環として受講生が制作した画像、音声、動画等の成果物（以下「課題成果物」という）の一部又は全部の使用につき、当協会（胎教アドバイザー®）の広報、業績又は紹介目的のため許諾するものとします。
- 3.前項の利用に際し、当協会は、課題成果物における氏名の表示を省略するとともに、利用目的に必要な範囲において修正できるとし、これに対して受講生は異議を唱えないものとします。
- 4.受講生は、当協会に対して、課題成果物が第三者の著作権、商標権、特許権、肖像権、パブリシティ権その他一切の知的財産権を侵害しないことを保証します。
- 5.課題成果物につき第三者の権利を侵害するとして争いが生じた場合、受講生は自らの費用と責任においてこれを解決するものとします。
- 6.受講生の行為により、当協会が紛争に巻き込まれた場合、当該費用を受講生に求償し（弁護士費用を含むがこれに限られません。）、これにつき受講生は異議を述べないものとします。

第11条 受講に関する支援

講座の受講にあたり、補助、介護、通訳その他の特別なサポートを必要とする場合には、当協会の事前の承諾を得るものとし、それに掛かる費用及び手配は受講生の負担とします。

第12条 免罪事項

- 1.受講生の責めに帰さない事故及び講習を実施する施設内において生じた盗難、紛失等について、当協会は一切の責任を負いません。
- 2.胎教講習の受講中に生じた体調トラブルに関しては、当協会（胎教アドバイザー®）は一切の責任を負いません。

第13条 情報保護

- 1.当協会（胎教アドバイザー®）は、胎教講習の実施に関して収集した情報については、個人情報保護法その他の法令を遵守し、適切に取り扱います。
- 2.受講生は、胎教講習に関連して知り得た個人情報などを第三者に開示できません。

第14条 通知

- 1.受講生は、住所、氏名又はメールアドレスを変更した場合は、遅滞なくその旨を書面又はメールにより当協会に連絡しなければなりません。
- 2.前項の通知がない場合には、当協会（胎教アドバイザー®）は、受講生に送付すべき郵便物及び通知すべき連絡事項は、受講申込書等に記載された受講生の住所又はメールアドレスに発送・発信すれば足り、当該郵便物及びメールは通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 3.受講生に発送された郵便物が受講生の不在又は不確認のために留置された場合は、留置期間満了時に受講生に到達したものとみなします。
- 4.受講生が連絡先として当協会に通知しているメールアドレスが変更、削除等により配信できない場合であっても、発信から通常到達すべき期間が経過したときに到達したものとみなします。

第15条 遵守事項

受講生は、講座を受講するにあたり、次の各号に定める事項を遵守しなければなりません。

- (1)協会及び講師の指示に従うこと並びに他の受講者の迷惑になるような言動等をとらないこと。
- (2)講座内容を理解する上で個人差があることを前提に、内容が理解できなかった部分又は理解しづらい部分があったとしても、協会及び講師に一切の責任を求めないこと。
- (3)本講座の受講に際して知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、協会及び講師に一切の責任を求めないこと。
- (4)当協会の関係者等に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘、商品及びサービス等の購入の勧誘並びにセミナー等への参加への勧誘（これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む。）を行わないこと。
- (5)当協会の許可を受けずに、受講登録者以外の者と共有して受講又は聴講しないこと。

第16条 責任の制限

講座に関する受講生の請求に対する当協会の累積責任には、講座学費を上限とします。

第17条 管轄

本契約に関して紛争が生じた場合は、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条 施行

- 1.本約款は、2019年1月1日より施行いたします。
- 2.本約款は、受講生が安心して受講していただくことを目的に予告なく変更する場合がございます。この場合、変更前の約款に申込みをした申込者も変更後の規定に拘束されるものとします。

同意書

私（申込者）は、一般社団法人 日本胎教協会®認定 胎教アドバイザー®が実施する各コースの胎教講習について受講の申込みをするにあたり、以下の事項を確認・承諾した上で、受講約款をよく読んで十分に理解し、それらの内容に同意しました。

- 私は、未成年者ではないか又は未成年者であっても受講につき親権者その他の法定代理人の同意を得ています。
- 私は成年被後見人ではないか又は成年被後見人であっても受講につき法定代理人から必要な同意を得ています。
- 私は、上記講座の受講契約がクーリングオフの対象外であることを理解しています。
- 私は、本協会に対して提供した個人情報が上記講座の実施及びこれに関連して必要かつ相当な範囲内で使用されることに同意します。
- 私は、本協会が上記講座の開講にあたって使用する教材類につき、インターネット上へのアップロード、類似商品の頒布・販売等、無断転記・引用その他の方法により、本協会の有する一切の知的財産権を侵害しません。

平成 年 月 日

氏名

印